（所持の許可）

第五条　クラスター弾等を所持しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、前条第二号、第四号又は第五号に規定する者がそれぞれ同条第二号、第四号又は第五号に規定する所持をしようとする場合は、この限りでない。

2　前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　所持しようとするクラスター弾等の型式及びその数量

三　所持の目的、期間及び方法

四　その他経済産業省令で定める事項

（欠格事由）

第六条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二　第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三　他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者で、その情状がクラスター弾等の所持をする者として不適当なもの

四　成年被後見人

五　法人であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（所持の許可の基準）

第七条　経済産業大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　クラスター弾等が条約で認められた目的のために所持されることが確実であること。

二　その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

（変更の許可等）

第八条　許可所持者は、第五条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2　許可所持者は、第五条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　前条の規定は、第一項の許可に準用する。

（所持の許可の取消し）

第九条　経済産業大臣は、許可所持者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一　第六条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二　不正の手段により第五条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。

三　前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

四　第十二条第一項の規定により第五条第一項又は前条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

（輸入の承認及び制限）

第十条　クラスター弾等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2　前項の輸入の承認は、許可所持者からその許可に係るクラスター弾等の輸入の委託を受けた者がその委託に係るクラスター弾等を輸入する場合又は許可所持者自らがその許可に係るクラスター弾等を輸入する場合であって、条約の締約国である外国（以下「締約国」という。）から輸入する場合でなければ、これを行わないものとする。

（廃棄等）

第十一条　次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する者がクラスター弾等を所持しているときは、その者は、遅滞なく、そのクラスター弾等（第一号に該当する場合にあっては、所持することを要しなくなった部分に限る。）を廃棄し、締約国に輸出し、又は当該クラスター弾等について新たに許可所持者となった者に引き渡さなければならない。

一　許可所持者が、その許可に係るクラスター弾等の全部又は一部について所持することを要しなくなったとき。

二　許可所持者が、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

三　承認輸入者が、許可所持者に譲り渡すためにクラスター弾等の輸入をした場合において、その許可所持者がそのクラスター弾等を譲り受ける前に、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

2　前項の規定によりクラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡さなければならない者（以下「廃棄等義務者」という。）が、当該クラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡したときは、経済産業省令で定めるところにより、廃棄し、輸出し、又は引き渡したクラスター弾等の型式及びその数量を経済産業大臣に届け出なければならない。

（許可の条件）

第十二条　第五条第一項又は第八条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（承継）

第十三条　許可所持者について相続又は合併があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可所持者の地位を承継する。

2　前項の規定により許可所持者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（所持の届出）

第十四条　許可所持者又は承認輸入者は、クラスター弾等を所持することとなったときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（帳簿）

第十五条　許可所持者は、帳簿を備え、その所持に係るクラスター弾等に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2　前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四章　雑則

（報告徴収）

第十六条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2　経済産業大臣は、国際連合事務総長から条約の定めるところにより要請があった場合にあっては、国際連合事務総長に対して説明を行うために必要な限度において、クラスター弾等を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告させることができる。

（立入検査）

第十七条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（自衛隊についての特例）

第十八条　自衛隊が行う条約で認められた目的のためのクラスター弾等の所持は、次条の規定により読み替えられた第五条第一項又は第八条第一項の承認を受けたものとみなす。

2　第十六条第二項の規定は、前項の規定により所持の承認を受けたものとみなされたクラスター弾等に係る事項については、適用しない。

（国に対する適用）

第十九条　この法律の規定は、次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（経過措置）

第二十条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第二十一条　第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

第二十二条　クラスター弾等をみだりに所持した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二十三条　前二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第一項の規定に違反して第五条第二項第三号に掲げる事項を変更した者

二　第十一条第一項の規定に違反した者